

## **i** 狩猟が始まります



狩猟期間は、11月15日(水)から令和6年2月15日(木)までです。狩猟者はマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

また、野外で活動される人は、目立つ服装を着用し、ラジオを携帯するなど、事故防止の対策を行いましょ。

**問** 千葉県庁自然保護課  
☎ 043 (223) 2972

## **i** 廃棄物の不法投棄をなくそう



不法投棄は絶対やめましょ

不法投棄をした人には、厳しい罰則が科せられることがあります。

不法投棄を見かけたら

捨てられている物や場所、車のナンバーなどを警察または環境課へ通報してください。

不法投棄されている場所を見つけたら、環境課へ連絡してください。

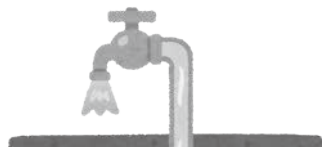
なお、私有地は原則、土地所有者や管理者の責任で処理していただくこととなります。

その他、不法投棄の防止策などは市公式ホームページをご覧ください。



**問** 環境課 ☎ (93) 4945

## **i** 市の水道へ加入をお願いします



加入率の増加は、水道事業の安定につながります

市営水道が整備されている地区で、井戸を利用している人は、市営水道への加入をお願いします。

安心、安全な水をお届けしています  
定期的に水質検査を実施し、安心・安全な水道水をお届けしています。

※水質検査計画及び検査結果を市公式ホームページで公表しています。

市の水道を利用するには？

富里市指定給水装置工事業者に相談してください。(工事業業者一覧は、市公式ホームページに掲載しています。)なお、加入される場合、給水管の施工工事費、加入金、検査手数料などが必要となります。

**問** 上下水道課 ☎ (93) 3340

## **i** 千葉県最低賃金が改正されました

令和5年10月1日から時間額1,026円に改正されました。

最低賃金の詳しい内容は、千葉労働局労働基準部賃金室(☎043(221)2328)または最寄りの労働基準監督署に問い合わせてください。

**問** 商工観光課 ☎ (93) 4942

## **i** 農業者年金に加入しましょう



農業者年金は、農業者がより豊かな老後を過ごすことができるように、国民年金に上乘せして、自分で積み立てた保険料と運用益を含めて、将来年金として受給する制度です。いつでも加入でき、脱退や再加入もできます。

■農業者年金の特徴

- 積立方式・確定拠出型のため、加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に対応した制度です。
- 認定農業者で青色申告をしているなど、40歳未満で一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助が設けられています。
- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

■対象 年間60日以上農業に従事する20～59歳の国民年金第1号被保険者(60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者は加入可能)

※国民年金保険料納付免除者を除く  
■保険料 月額20,000円～67,000円  
※1,000円単位で選択でき、途中増減も可能です。

※35歳未満で一定の要件を満たす人は、月額10,000円から設定できます。

■受給 原則65歳から生涯受給です。加入者や受給者が、80歳前に亡くなられても、80歳まで受け取れる予定の年金を死亡一時金として遺族が受け取れます。

**問** 農業委員会事務局 ☎ (93) 6494

有料広告スペース

有料広告スペース